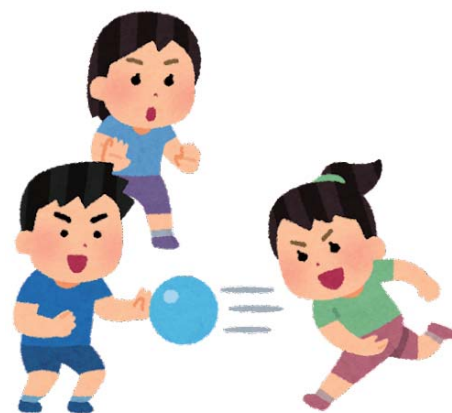


児童手当・特例給付現況届について

令和4年6月から、児童手当・特例給付の受給者は、公簿で住民登録や所得情報を確認できる場合に現況届の提出が原則不要となりました。ただし、次に該当する方は提出が必要となります。提出が必要となる方には、個別に郵送します。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が神崎町と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設等受給資格者
- ・その他、神崎町から提出の案内があった方

※提出がない場合には、6月分以降の手当（10月支給予定）が受けられなくなりますのでご注意ください。



▶問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 1603

～神崎町地域包括支援センターからお知らせ～

認知症サポーター養成講座 開催

認知症の方への正しい理解と知識を学び、認知症になっても住みなれた地域で安心して生活できるように、見守りやその人の立場に立って物事を深く考えていただくための講座です。

- ▶日時 令和5年6月16日(金) 13:30～15:30まで
- ▶場所 神崎ふれあいプラザ 視聴覚室
- ▶対象者 今までにこの講座を受けたことのない人
- ▶定員 20名程度
- ▶参加費 無料
- ▶申込み・問合せ 6月14日(水)までにご連絡ください。



神崎町地域包括支援センター ☎ 1607